

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年3月まで

高校卒業後、同居の両親と一緒に農業をやっていた。両親が国民年金に加入しており、婦人会の人が国民年金保険料の集金に来ていたので、亡くなった父親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親が3人分の保険料を納付していた。20歳から60歳まで保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳に達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は、それぞれ昭和36年4月から60歳までの保険料を完納しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、45年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、当該期間の保険料は過年度納付が可能であり、A市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であり、申立人の両親の保険料納付意識の高さを踏まえると、当該期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年6月から43年9月までについて、申

立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合に作成・保管される申立人に係る特殊台帳は見当たらない上、特例納付したとの主張も無い。

また、申立人の両親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年3月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

婚姻した昭和36年4月、国民年金の加入手続を行い、区役所の集金人が自宅に来ていたので48年3月まで必ず納付している。また、申立期間②については、その期間とはっきり断定はできないが、やり繰りして納付していたので遅れることは有っても、1年以内には納付していたので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和48年4月以降、60歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、付加保険料も20年余り納付していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられ、A市の国民年金被保険者名簿において、現年度の国民年金保険料として納付した記録は無いものの、申立人の保険料納付意識の高さを踏まえれば、過年度保険料として定額保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和49年8月にA市で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民

年金の加入手続を行ったものと推認でき、同市の被保険者名簿にも「昭和49年7月25日 適用」の記載が有ることから、申立内容とは符合しない上、この加入手続を行った時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金定額保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 57 年 5 月から同年 12 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に会社を退職し、独立開業準備中の同年 3 月頃妻が A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 12 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間前後の保険料は納付済みである上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の昭和 57 年度の摘要欄には、申立人からの申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 57 年 3 月頃に申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の保険料を納付するには社会保険事務所（当時）が発行する納付書によることとなるが、特殊台帳の昭和 56 年度の摘要欄に「納付書」の押印は見当たらず、

申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 5 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から平成 3 年 3 月まで

母親が、昭和 61 年 4 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、窓口で 1 年分をまとめて納付し、その後も区役所から送られてきた納付書により保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、区役所の窓口で 1 年分をまとめて納付し、その後も区役所から送られてきた納付書により保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成 3 年 5 月頃に払い出されたことが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から平成 2 年 3 月までは「登載なし」、2 年 4 月から 3 年 3 月までは「未資格期間」と記載され、同市では、申立人を被保険者として管理しておらず、これは申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」が 3 年 4 月 1 日と記載されていることとも符合することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できな

かったものと考えられる。

さらに、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索を行い、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、勤務していた医院を退職した昭和59年4月頃にA県B郡C町役場で国民年金の加入手続を行い、年金手帳を交付された。国民年金保険料は両親が納付したはずであり、申立期間が未納とされていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は申立人の両親が納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びオンライン記録による申立人の保険料納付日により、平成5年10月頃に払い出されたものと確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立人に係るC町の国民年金被保険者台帳においても、申立期間に保険料の納付を示す記載は見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳には、昭和59年4月1日に国民年金の被保険者資格（1号）を取得し、60年1月7日付けで同資格を喪失した旨の記載はあるが、これは当該期間の国民年金保険料を納付した事実を示すものではない。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年12月までの期間及び58年4月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年12月まで
② 昭和58年4月から62年6月まで

短大卒業後、20歳からA共済に加入していたが、昭和54年3月末に退職した際、国民年金に加入するよう説明され、同年4月頃に自身で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は納付書で納付していた。夫の保険料免除手続も私が行っており、自身が国民年金に未加入であるのは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりB県内全てについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」並びに旧姓の「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、G市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年3月まで

会社を退職した翌日の昭和57年5月1日に、妻がA区役所で国民年金の加入手続を行い、同年5月の国民年金保険料を納付した。その後の保険料は、妻が自身の分と一緒に毎月納付していた。申立期間が未納となっていることには到底納付できないので、調査してほしい。

(注) 本申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌日の昭和57年5月1日に、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、自身の分と一緒に毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、このことは、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は掲載されておらず、同市では、申立期間当時、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかった記録になっていることと符合する。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、遡って納付したとの主張は無く、申立期間の保険料を納付したとすれば昭和57年5月

は申立人が厚生年金保険の被保険者期間であることから、保険料は重複して納付されたこととなり、国民年金保険料は還付されることとなるが、その記録も見当たらない。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から54年3月まで
母親が、昭和49年5月頃にA県B町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月頃に申立人の母親がB町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の基礎年金番号も厚生年金保険の被保険者番号であることから、申立人は、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年11月までの期間及び7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年11月まで
② 平成7年12月

申立期間①については、平成5年4月に勤めていた会社を退職した後、当時居住していたA県B町の役場で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、まとめて国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間②についても、会社を退職したため国民年金被保険者資格を再取得して保険料を納付したはずである。申立期間①及び②が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、B町役場で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書により、まとめて国民年金保険料を納付し、申立期間②についても、納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により、平成7年5月から同年7月の間に払い出されていることが確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立人は、同年4月及び同年5月の保険料を8年1月8日に現年度納付し、申立期間直後の5年12月から7年3月までの保険料を8年1月12日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、この同年1月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間②については、国民年金の第1号被保険者期間となって

いるが、この申立期間は、申立人が平成8年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされていたところ、11年10月6日に、7年12月31日の資格喪失と訂正されたことにより、国民年金の被保険者期間となったものであることがオンライン記録において確認でき、11年10月の訂正時点では、時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年12月まで

私が20歳になった昭和48年*月頃、母親が、A県B市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料についても、母親が私が結婚するまでの15年間、自身の保険料と一緒に郵便局で納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年*月頃、申立人の母親がB市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料についても、申立人の母親が自身の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の母親は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、当時の被保険者台帳である特殊台帳に、申立期間直後の昭和52年1月から54年3月までの保険料を過年度納付していることは記載されているものの、特例納付した旨の記載は見当たらない。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、

資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、その日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものである。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から59年9月まで
昭和54年から55年頃の間、A市B区役所から「20歳から支払われていない未払分を支払って下さい。」という書面が届いたので、同区役所へ行き、8万円から11万円ぐらいの国民年金保険料を納付した。その後は2か月に一度ぐらい同区役所へ行き、納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年から55年頃の間、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、20歳から未納となっている国民年金保険料を納付し、その後は2か月ごとに納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年1月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、昭和54年から55年頃の間、20歳まで遡って国民年金保険料として8万円から11万円ぐらいを納付したと主張しているが、申立期間の保険料を特例納付するとすれば、保険料総額は40万円以上であり、申立内容と符合しない一方、申立人が国民年金に加入した62年1月において、遡って保険料を納付することが可能であり、納付も確認できる59年

10月から同年12月まで及び61年3月から62年3月までの保険料総額は、11万6,000円である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び37年9月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和37年9月から40年3月まで

昭和36年4月頃、自宅に来たA区役所の職員に勧められ、国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、毎月集金人に納付し、申立期間②の保険料については、44年頃B市役所から37年9月分から未納にしていた保険料を納付してほしいと言われたので、誓約書を添付の上、分割して納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和36年4月頃、自宅に来たA区役所の職員に勧められ国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②については、44年頃、未納となっていた37年9月からの保険料をB市において納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和40年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない。

また、申立期間②について、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号(*及び*)は、昭和44年6月にB市において夫婦連番で払い出されてい

ることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、申立人は、申立期間直後の40年4月から44年3月までの保険料を、44年4月から同年10月までの間に分割して納付していることが申立人が所持する領収書により確認でき、この保険料を納付したことにより老齢基礎年金の受給資格期間（21年）を満たしていることを踏まえると、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2155 (事案 209 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

申立期間当時、私は外で働いていたので同居の母親が申立期間の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。

今回、昭和40年5月の休日に、自宅に来た集金人が、A市から遊びに来ていた姉に「今なら、まとめて保険料を払えば年金を受ける資格が取れる。」と言い、姉はすぐにA市へ帰り、「資格が取れた。」と連絡してきたことを思い出し、この当時に自宅で集金人に納付していたことは間違いないことなので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和40年に国民年金に加入し、母親が集金人に毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の交付は48年5月8日で、この時点での申立人の年齢は38歳*か月であることから、60歳まで加入したとしても加入期間は21年*か月となり、老齢年金受給資格を取得することはできない。申立人が所持している国民年金納付書・領収証書により、申立人が複数回にわたり過年度納付及び特例納付をしたことは確認できるが、これは、申立人がB市の指導を受けて過年度納付として3か年分、特例納付として2か年分の国民年金保険料を納付し、加入期間を315か月とすることで老齢年金受給資格期間を確保したと推認するのが自然であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和48年5月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できないことなどから、

既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 40 年 5 月の休日に、自宅で集金人に国民年金保険料を納付していたことは間違いないとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点は、申立人が所持する国民年金手帳の発行日(昭和 48 年 5 月 8 日)と同時期であり、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、集金人は、国民年金に加入して以降について国民年金保険料を収納することとなることから、申立内容とは符合せず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうがわせる新たな事情も見当たらないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

私は、昭和53年に国民年金保険料の納付書が送付されてきていることに気づき、申立期間の保険料を夫の分と一緒に郵便局で納付した。夫は納付済みであるのに、私の申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年から申立人の夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認されるが、申立人の夫の同手帳記号番号は55年7月にA区で払い出され、同年10月から口座振替により保険料を納付していることが、B市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストで確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を申立人の夫と一緒に納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。